

災害時における施設及び設備の利用に
関する協定書

令和6年11月12日

富士見市

昭和ガス株式会社

災害時における施設及び設備の利用に関する協定書

富士見市（以下「甲」という。）と昭和ガス株式会社（以下「乙」という。）は、富士見市内に発生した地震その他による災害時（以下「災害時」という。）において、施設及び設備の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設及び設備の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設及び設備）

第2条 乙が所有する施設及び設備は次のとおりとする。

所 在	埼玉県富士見市東みずほ台2丁目5番地4
施 設	Baluko Laundry Place みずほ台
設 備	(1) コインランドリー (2) 防災倉庫 (3) ガスコンロ (4) 寸胴鍋 (5) 発電機 (6) 電灯 (7) 炊飯器 (8) 電源コンセント

（施設変更等の報告）

第3条 乙は、前条の施設及び設備に変更が生じたとき、又は施設の使用が不可能となるときは、速やかに甲に報告するものとする。

（施設及び設備利用）

第4条 甲は、災害時において、乙の施設及び設備を利用する場合には、施設及び設備利用申請書（様式第1号）により申請するものとする。ただし、書面による申請が困難なときは、他の方法をもって申請し、事後において書面を提出するものとする。

2 前項の申請があった場合、乙は第2条の施設及び設備の利用可能な範囲において、甲に協力するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

（施設及び設備の管理）

第5条 災害時の施設及び設備の利用に関する管理運営は、甲乙が協力し行うものとする。

（施設及び設備の利用期間等）

第6条 施設及び設備の利用については、原則、災害発生から1カ月間とする。ただし、甲の施設及び設備の利用期間延長申請書（様式第2号）により、乙が承諾した場合において、利用期間を延長することができる。

(施設及び設備の利用終了)

第7条 甲は、施設及び設備の利用を終了する際は、乙に施設及び設備の利用終了届(様式第3号)を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第8条 施設及び設備の利用に関する費用については無償とする。ただし、原状回復に伴う費用については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、令和6年11月12日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の3カ月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年11月12日

富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

甲 富士見市
富士見市長 星野 光弘

埼玉県入間郡三芳町上富 2 6 4 番地

乙 昭和ガス株式会社
代表取締役社長 高橋 政宏

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

昭和ガス株式会社
代表取締役社長 高橋政宏 様

富士見市長

施設及び設備利用申請書

災害時における施設及び設備の利用に関する協定書第4条の規定により、下記施設及び設備の利用を申請します。

記

1 施設及び設備

所 在	埼玉県富士見市東みずほ台2丁目5番地4	
施 設	Baluko Laundry Place みずほ台	
設 備	(1) コインランドリー	13台
	(2) 防災倉庫	1箇所
	(3) ガスコンロ	4台
	(4) 寸胴鍋	2個
	(5) 発電機	1機
	(6) 電灯	2灯
	(7) 炊飯器	2台
	(8) 電源コンセント	3箇所

2 連絡先 富士見市危機管理課
電 話 049-251-2711
FAX 049-251-2760

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

昭和ガス株式会社
代表取締役社長 高橋政宏 様

富士見市長

施設及び設備の利用終了届

災害時における施設及び設備の利用に関する協定書第7条の規定により、下記のとおり施設及び設備の利用を終了します。なお、協定書に基づき、施設を原状に復し、引き渡します。

記

1 終了日時 年 月 日 時まで

2 引渡し予定日時 年 月 日 時まで

3 連絡先 危機管理課
電 話 049-251-2711
FAX 049-251-2760